

緊急災害時愛護動物救護要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県との災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき被災動物の救護について定めるものとする。

(対象動物)

第2条 活動の対象となる動物は、協定書第2条の規定による被災地域内に放置され又は避難住民に同行し、救護が必要と認められる犬・ねこ等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

(活動内容)

第3条 活動内容は協定書第3条の事項とし、記録・整理は別記様式に整理するものとする。

- (1) 被災動物救護本部の設置及び運営管理に関すること
- (2) 被災動物の救護及び応急処置に関すること
- (3) その他必要な災害応急業務に関すること

(救護本部並びに現地救護センター)

第4条 宮城県獣医師会（以下「本会」という。）は、協定書第4条の活動要請に基づき、緊急災害時被災動物救護本部（以下「被災動物救護本部」という。）を設置し、会長が被災動物救護本部長（以下「本部長」という。）に就任するとともに、被災動物救護本部員に副会長をあて総括する。

- 2 本部長は、協定書第4条の二で指示された場所において、被災動物現地救護センター（以下「現地救護センター」という。）を設置するものとする。
- 3 現地救護センターの指揮監督を図るため、被災動物現地救護センター長（以下「現地救護センター長」という。）をおく。
- 4 現地救護センター長は、本会の狂犬病予防部会の地区会長をあてるものとする。

(救護業務)

第5条 被災動物の治療は応急処置のみとし、ボランティア獣医師があたるものとする。

- 2 被災動物の救護にあたる獣医師は、被災地以外のボランティア獣医師とし、被災地のボランティア獣医師は、自宅等の復旧に努めた後、救護活動に参加する。なお、被災地のボランティア獣医師の診療施設を現地救護サブセンターとして登録し、救護活動を行うことが出来るものとする。
- 3 ボランティア獣医師は、予め登録された獣医師とする。ただし、被災後の登録も妨げない。

(協力連携)

第6条 本部長は、関係行政機関並びに関係団体との連携を密にし、救護活動に万全を期するものとする。

- 1 関係行政機関 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
- 2 関係団体 日本獣医師会・東北各県市獣医師会・日本動物愛護協会
日本動物福祉協会・日本愛玩動物協会・日本動物保護管理協会
宮城県動物薬品器材協会

(救護活動の終了)

第7条 本部長は、救護活動の継続が困難と認められた場合、又は緊急災害が終息したと認める場合は、協定書第6条の手続きを経て、救護活動を終了するものとする。

(基金の設置及び管理)

第8条 本部長は、救護活動を行うため、緊急災害時愛護動物救護基金(以下「救護基金」という。)を設置する。

- 2 救護基金は、寄附金をもってこれにあてる。
- 3 救護基金の管理要領は、会長が別に定めるものとする。

(費用の弁済)

第9条 救護活動を行うため、ボランティア獣医師が負担した薬品並びに飼料、旅費、日当等の費用については、原則として無償とする。

- 2 応急措置の無償期間は、概ね1週間とし、負担期間を超える場合の費用は、飼主負担とする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか愛護動物の救護について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、協定書の締結日から施行する。

第3条の様式(記録整理に関するもの)

業務日誌

- 1-1 業務日誌
- 1-2 ボランティア獣医師出勤参加簿
- 1-3 ボランティア獣医師稼働予定表
- 1-4 ミーティング記録簿

受付に関するもの

- 2-1 問診票A・B

診療に関するもの

- 3-1 診療カルテ(検案書)

ボランティア獣医師に関するもの

- 4-1 ボランティア獣医師登録書